

令和元年第3回滝川市議会定例会（第14日目）

令和 元年 9月17日（火）

午前 9時56分 開 議

午後 2時08分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 4 一般質問

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君
11番	本 間 保 昭 君	12番	田 村 勇 君
13番	柴 田 文 男 君	14番	荒 木 文 一 君
15番	水 口 典 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君	総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君
総 務 部 次 長	柳 圭 史 君	市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
産 業 振 興 部 次 長	阪 本 康 雅 君	建 設 部 長	山 崎 智 弘 君
市立病院事務部長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教育部指導参事	廣 瀬 一 仁 君	監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君
総 務 課 長	深 村 栄 司 君	企 画 課 長	諏 佐 孝 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君		

○本会議事務従事者

事務局 長 竹谷和徳君
書 記 村井理君 次書

長 菊田健二君
記 池田茂喜君

開議 午前 9時56分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において寄谷議員、佐々木議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。
事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。水口委員長。

○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成30年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、2日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ72名の委員より126問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定をしておりますので、申し添え、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成30年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。田村委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、2日間にわたり委員会を開催し、延べ46名の委員から56問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、認定第6号については賛成多数、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び認定第8号の6件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党を代表しまして、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算を否とする立場で、またその他の第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号の各決算を可とする立場で討論を行います。なお、第2決算審査特別委員会で討論を終えておりますので、反対する部分についてのみ述べます。

認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算にある泉町の土地区画整理事業は、市民生活へのマイナス面が大きく、予算の執行に反対するものです。理由の1点目は、西2号通と1丁目通りの交差点付近は、周辺よりも低地にあり、豪雨のとき周囲から水が集まり、交通障害が発生するおそれがあります。いざというときに支障が出るおそれのある道路の交通量をふやすような事業は、災害に強いまちづくりから見て問題があります。

2点目は、西2号通から国道12号線に至る道路には江陵中学校、滝川工業高校があり、正門前

の道路の交通量の増加をもたらす事業は、生徒たちの安全、安心を脅かす危険があります。

以上、日本共産党の討論といたします。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 議長にお願いしたい旨ございまして、発言をさせていただきたいと思います。

まず、1点、ただいまの討論の内容なのですが、執行に対する反対討論ということで、決算の内容に対する反対討論ではないということが1点、それと今回実は私も第2決算審査特別委員会に所属して議論を重ねてきましたが、質疑の留保が区画整理の内容については一件もなかったわけがあります。そして、さらには今の反対討論でありますけれども、その中身について質疑が行われ、それがさらには質疑留保に至った経緯もなかったわけがあります。十分審査を踏まえた上での討論ということであればよろしいのですが、不十分な内容審査の上での討論、あるいは決算ではなく予算等にかかわるような討論ということで私捉えておりますので、今ここでご協議は結構であります、議長のほうで今後の運営上の問題としてもしご認識していただけるのであれば、ご留意いただければ幸いと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 今の柴田議員の発言の内容につきましては、ここでこの内容について精査するというものではなく、今後の討論のあり方についてということで議長として捉えさせていただきまして、私どもとして認識させていただこうと思いますので、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか討論ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第6号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第6号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

最後に、残りの認定第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成30年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 平成30年度滝川市病院事業会計決算の認定についての6件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び認定第8号の6件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一问一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

それでは、三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、公立病院のあり方について

2、人工透析患者への支援について

昨今滝川市立病院については、さまざまな課題を抱えながら、職員の皆さんが一生懸命奮闘されていると私は考えております。そこでまず、公立病院のあり方ということについて市長に伺ってみたいと思います。ことしの7月に空知の10の市長さんが一堂に会して協議されたと思います。北海道新聞には小さな記事でしたけれども、そこには大変重要なコメントも出ておりました。それで、改めて伺います。その場での協議の内容はどういうものだったのか市長に伺いたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○柳総務部次長 空知市長連絡協議会の議論を踏まえての考え方についてでございますけれども、新聞報道にありましたとおり、7月に開催された空知市長連絡協議会において滝川市から平成20年度限りとして創設された病院特例債の再創設を国に求める議案を提出し、これについては空知市長会の共同提案として秋季北海道市長会定期総会の場に議案として提出することとなり、最終的に全国市長会要望事項として取り扱っていただくよう進めているところであります。

病院特例債の最大の特徴は、自治体病院の一時借入金を長期の地方債に振りかえ、一般会計で償還できるようになることから、資金不足比率がかなり軽減されることや累積の赤字額の償還が平準化されることになることで厚労省が求める自治体病院間の連携、ネットワーク化の協議が進む可能性が高くなるものと思われます。現在では単独で持続可能な病院経営を目指しているところではあります。今後の地域医療体制を検討する場である地域医療構想調整会議での議論を注視し、地域医療の連携に向けて新たな展開があればその都度議論していくこととします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 その場での話し合いでは、公立病院の特例債についての議論だったというふうに理解しました。

確かにこの公立病院の特例債については、過去、平成20年ですか、この特例債があったがため

に救われた自治体も何件かこの中空知にもあったと思いますけれども、私はこの特例債は根本的な解決には至らない、ならないだろうと思っております。それは、病院の体制を変えていかなければいけないですし、地域にある公立病院のあり方、いわゆる統合していくのか、民間に譲渡していくのか、そういったあり方を将来を見据えて議論していくことが重要であると思っております。そこで、市長は、空知市長連絡協議会の中でこのように言われているのです。自治体の枠を超えて、公立病院のあり方を議論するために病院経営や自治体財政運営に道筋をつける必要性を指摘したと。これは、記事にそのように出ておりました。これは、私が以前から、自治体病院というのは中空知にたくさんあります。その中で、人口が減ってくるそういうような状況の中で単体では存続し得ない、だから将来を見据えて自治体間の首長さんを交えながら連絡協議会、この公立病院のあり方を検討してほしい、そういう協議会をつくってほしいというふうに訴えてまいりました。それで、2番に移るのですが、自治体の枠を超えた中空知の公立病院のあり方を議論し、方向性を共有するための以前から私が申し上げております中空知連絡協議会の設立について市長はどのように考え、そしてその設立のための環境をどのように整えていくのか伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のご質問でございます。幾度となくこのお話は議論をさせていただいたことだと思いますし、これからの人口減少の中で中空知に多くある公立病院、このままでいいのだろうかという考え方は、皆様それは同じ考え方だと思います。私もそのように考えているわけでございます。

中空知の病院のあり方ということにつきましては、滝川地域保健室が事務局を担っております中空知地域医療構想調整会議があります。私と市立病院の堤院長先生が委員として参加をさせていただいております。公立公的医療機関につきましては、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期、急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めているところであります。中空知地域といたしましては、中核的な医療機関の維持、特に急性期機能の維持は非常に重要であり、それに向けて各病院がどういった機能を担い、どういった協力をしていくかということが必要であると考えています。本年度は、4回の会議の開催のほかに病院の事務長の意見交換会や専門部会の開催も予定をされております。引き続き滝川市立病院が砂川市立病院とともに中空知地域の急性期医療を担っていくために本調整会議に参加をし、意見反映ができるよう努めていきたいと考えております。

また、この医療の再編ネットワーク化につきましては、非常に難しい多くの課題を含んでいる問題だと思っております。自治体間のみで協議するということはなかなか難しい部分がございます、国や北海道の先導が必要であるというふうに考えておりますし、このたびはこの地域から選出をされております稲津先生が厚生労働省の副大臣にご就任されたということでございます。いろいろとお知恵をいただきながら、そのような問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、将来的にはこの自治体病院を経営統合すべきだと考えております。ただ、今市長言われたとおり、それは地域の首長さん方が話し合って解決するものではないと思います。ただ、地域から声を出さないと国も道も動いてくれないのです。それは、市長が一番よく知っていると思うのです。ですから、私はこの中空知という地域に、私の考えです。砂川市立病院は必要だと思います。滝川市立病院も必要だと思います。この2つの病院が核となって再編成、経営統合を考えていかなければ、20年後大変なことになると思っております。そのためのやはり前田市長にはリーダーシップをとっていただきたいのです。事務方だけでは解決できない問題がございます。さまざまなその地域の病院を廃止したくないという地域もありますでしょうし、自分が市長をやっている代にそういう道筋をつけたくないという首長さんもいるかもしれません。しかし、滝川は、中空知の中核としてそのリーダーシップをとっていかなければならないのですが、市長の決意を伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員、今は統合のことまで触れてきたのですが、要旨3に移っているわけではない……

○三上議員 移っていないです。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のお話、私も非常にそのようにしなければいけないかなと思うところはございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり自治体から声を上げて、滝川市が中心となってというのはなかなか難しいところが多くあるわけでございます。ですから、先ほど申し上げましたけれども、さまざまな機関に今この中空知の窮状を訴えております。滝川市のみならず、ほかの地域の病院も大変ご苦労なさっておりますので、この地域の窮状を訴え、特例債をお認めいただきたいとお願いしたのもその一つでもあります。そのことによって平準化した中で統合、ネットワーク化が協議されるようにしていただきたいということの根底があるからの特例債のお願いでございまして、今後ともこの窮状を訴えながら、国、また道のほうで地域医療構想等を含めて積極的にこの地域のために動いていただけるよう努めていく努力は惜しみなくやっていくつもりです。3医育大学を初め医師を提供していただく病院ともさまざまな皆さん方と協議をしながら、お話を進めなければいけない。非常に微妙な問題もあるわけでございますので、その点も加味しながら、先ほどお話がございました滝川が中空知の中心であるということは間違いのないことでございまして、この地域の医療、滝川市民の皆さん方の地域医療をどのように守るかということを最優先に考えながら、いろんな立場を変えながら訴えてまいりたいと。そして、そのような問題が解決できる道筋をつける努力は続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、3番目に移ります。

今の市長の決意で自治体病院の再編の流れができるのではないかと私は確信しました。そこで、3番目なのですが、仮になのですけれども、将来的に自治体病院の再編ができない場合というのが

考えられますけれども、民間への譲渡というのは考えられているのかどうか。この市立病院を受けてくれる民間があるかどうかは別として、そういったことも視野に入っているのかどうか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますが、ただいま滝川市立病院におきましては経営分析支援業務について委託をし、収支改善に向けて取り組んでいるところでもございます。先ほどからネットワーク化、再編という話もございますが、民間ということもこの経営分析の中から選択肢の一つとしてあらわれてくるかもしれません。しかしながら、どの選択肢を選ぶにしても、先ほど申し上げましたとおり、滝川市民の皆様のために医療をどう守るか、それを最優先に考えながら判断してまいりたいというふうに考えておりますし、市民の皆様方にはぜひとも市民病院として滝川市立病院のことをしっかりと見守っていただく、そんなこともぜひお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 恐らく民間病院への譲渡というのはあり得ないと私は考えております。職員の身分の問題もありますし、大体こういう市立病院を民間で運営するところがあらわれるかどうかというのも疑問ですし、それとやはり自治体病院というのは地域の医療を担うという使命がありますので、それが民間に移ることによって果たしてかなうのかどうかということもありますので、ぜひ民間への譲渡ということではなくて、この地域の自治体病院が一つとなって地域医療を守っていくという体制を築いていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。人工透析を受けている方への支援についてなのですが、この人工透析の患者の皆さん、週に3回受診されます。その際の通院費が大変負担になっているのです。ある方は、ご自分で運転されて病院で受診されます。また、ある方は、ご家族のご協力によって病院まで来て受診されます。そしてまた、ある方は、公共交通を利用して病院まで来る。また、ある方は、タクシーを利用して往復通院されるという方もおります。私は、こういう障がいをお持ちの方の交通費負担への助成があるのは知っております。道においても腎機能障がい者通院交通費補助金というのがあります。そういうのもあると思います。ただ、それだけでは全然間に合わなくて、特にタクシーを利用して、タクシーでなければ来ることができないという方々に焦点を当てて、上乗せ助成ができないかということを伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 人工透析患者の方が必要となる通院の頻度から、身体的な負担に限らず経済的な負担が大きくなっております。そのため医療費につきましては、更生医療等各種医療費助成制度によって経済的な負担の軽減が図られております。交通費につきましては、身体障害者手帳をお持ちの場合、タクシー運賃の割引やバス運転の福祉割引を利用いただけるほか、滝川市では75歳以上の方につきましてはバスの利用につき敬老特別乗車証を利用していただくことも可能です。市内には人工透析患者の方の通院に対して独自に送迎を実施している医療機関もあり、市として通院交通

費の助成制度を現在新たに設ける予定はございません。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 確かに民間病院で送迎のサービスつきというのがあります。ただ、そこは人工透析するだけなのです。ところが、人工透析しながら、ほかの診察も受けたいという方はやはり市立病院を選ばれるのです。そういったことをぜひ考えていただいて、上乗せ助成ということも視野に入れながらやっていただきたいなと思っております。

◎2、保健福祉行政

1、認知症の現状について

次、福祉行政の認知症の現状について伺いたいと思います。いよいよ認知症社会の到来と言われております。2025年には65歳以上の5人に1人が認知症にかかると言われております。そこで、滝川市においては、地域包括支援センターを中心にさまざまな取り組みをされていることも私は知っておりますけれども、支援センターの取り組み、そして民間事業者の取り組み、地域ボランティアの皆さんの協力、そして広報たきかわにおいても過去数度にわたってこの認知症の特集をされて、市民周知を図っていることも知っております。2040年ごろには高齢者数というのがピークを迎えます。それと同時に認知症の方もふえていくということで、認知症に対する予防、そしてその認知症を抱える家族のご苦勞、そういった滝川市が抱える現状について伺っておきたいと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者の増加に伴い、認知症患者は増加しております。地域包括支援センターにおいても認知症に関する相談支援時間も増加しております。認知症は、早期に診断し、治療につながった方は進行をおくらせることができますが、年のせいという認識や専門医を受診することに抵抗を持つ方が多く、受診のタイミングがおくれてしまったり、介護サービスにつながらないことが課題であります。認知症の予防につきましては、9月を認知症月間と位置づけての普及啓発や老人クラブでの認知症予防講座、地域体操教室の中でのしゃきしゃき百歳体操の取り組み等を通じて予防の重要性をお伝えしております。

認知症の方とその家族の方の支援としましては、年6回介護者サロンを実施するほか、各機関の協力により市内5カ所で認知症カフェを開設しております。また、多くの市民が認知症について正しく理解し、本人や家族の理解者となれるよう、市内小中学生や事業所などを対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、早期受診につながるよう知識の普及啓発に努めております。また、現在市役所1階ロビーでは認知症に関する展示も行っているところであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 認知症の部分なのですが、本人もそうなのでしょうけれども、やはり支える側の家族の負担が大きいと思うのです。事業者さんもいらっしゃるのです、事業所に入所すればということも考えられますけれども、家族がご自宅でそういった認知症を抱えている父親、母親、そういった世話をしなくてはいけないということもあると思うのですが、その辺については滝川市としては

何か特に助成しているもの、支援しているものというのがありますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市の支援といたしましては、特に金銭的な助成ということではなく、先ほどお話しいたしましたように介護者サロン、そういったところには家族の方、またご本人、相談に乗る包括支援センターにおきましては適切な介護サービスを利用しながら、家族の方のレスパイトケアも含めて在宅生活が維持できるように支援しております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 いずれにしましても、2025年には65歳以上の方が5人に1人認知症を患うということなので、その体制も含めてやれるところからやっておくということをお願いしたいなと思っております。

◎3、教育行政

1、SNSの活用によるいじめ防止について

では、最後の質問です。SNSの活用によるいじめ防止ということについて伺いたいと思います。先ごろ、平成30年8月と平成31の3月、この2回にわたって北海道教育委員会としてはSNSを活用した相談体制検討事業をしております。その検証結果というのが出ているのでしょうけれども、そこで私は滝川市単独でこのSNSの相談事業をやるというのは、人的にも無理ですし、費用的にもそんな費用はないと言われるのはわかっておりますので、ただ、今子供たちの間ではラインを中心に、学校では使えないと思いますけれども、かなり活用されているというふうに聞きます。ラインで友達同士で相談したり、あるいはこれはいけないことだと思いますが、それがいじめに発展するということもあり得ると聞いております。教育長については、このSNSの利用、活用ということは、今後有用性があるのかどうなのか。いじめ防止に対して有用性があるのかどうなのか、この件について伺っておきたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのSNSの活用によるいじめ防止についてお答え申し上げます。

今日スマートフォン等の情報通信機器や各種情報通信サービスの普及によりまして、若年層のコミュニケーション手段が大きく変化しているところであります。こうした状況を踏まえまして、先ほどお話があったとおり、北海道教育委員会では児童生徒がいじめに係る悩みを訴えやすい環境を整備するためSNS、この場合はラインですけれども、相談窓口を試行的に開設しまして、平成30年8月に15日間、平成31年3月に10日間の計2回相談を受けていたところであります。

このSNSを活用した相談事業、道の事業ですけれども、アンケート結果によりますと相談した児童生徒のうち満足、やや満足と回答した生徒は、第1回目は約84パーセント、第2回目は88パーセントと満足度におきまして一定の成果が見られたところであります。しかし、SNS、ラインを活用した相談につきましては、文字情報だけで相談者の状況を判断しなければならず、また相談者のメッセージが冗談なのか、本気なのかを判断することや相談者のペースに合わせてメッセージをやりとりすることが難しいといった課題も上げられております。

滝川市教育委員会では、平成18年10月からいじめ相談専用電話、同年12月からはいじめ相談メールを開設し、24時間体制で児童生徒や保護者からの相談を直接受けているほか、来室による相談にも対応しております。先ほどの道教委によるSNSを活用した相談事業には一定の成果は認めておりますが、現段階においては課題も多く見受けられることもございまして、滝川市教育委員会といたしましては今後も国や道の動向に注視しながら、引き続き相談者の声を直接聞くことを基本に電話やメール、来室による相談を実施し、問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 確かにSNSだけでの相談を受けるというのは危険性があります。それを受けて、このお子さんが本当のことを言われているのかどうかということもやっぱり確認する必要があると思うのです。ですから、SNSと、あるいはかかってきた児童生徒に対しての対応というか、電話なりの対応、そういったことが今後必要になってくると思います。

いずれにしても、国の予算がまだまだ小さいわけです。2億円だったかな、まだそんな程度なので、今後もしそれが有用性があるということであれば私も国に対して、あるいは道に対して話していきたいなと思っております。いずれにしても、滝川市においては、いじめという大きな出来事がありましたので、それを二度と繰り返さないという体制を今も築いておりますけれども、今後においても築いていかなければならないと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○三上議員 質問ですね。教育長は、SNS、多分教育長はラインというのはやらないのでしょうか、多分。だけれども、その活用についてどのように考えているか最後に伺っておきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

ラインということで、私はよくわからないのですが、ただこの時代、ラインペイとか何かいろいろ支払いを含めてやっぱりそういうSNSの活用というのはどんどんふえる一方だと思いますし、当然取り扱いも注意しなければいけない。そして、対応として、国のほうで今後そういう監視体制を強めるソフトの開発とか、あるいは直接自治体に相談できるような機能を持たせる支援が決まってくれば、私としてできることは何でもやりたいというのが正直なところですし、今のところ空知でもうちだけでやっている24時間の相談電話というのも、うちとしてはかなり突っ込んだ方法で受けられるようにはしていると思っています。ですから、ライン含めて視界に入っていないということではなく、様子を見ながら、できることはそれも含めてやっていきたいというふうに思っています。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

次に入る前でございますが、先ほども三上議員の最後の質問のあり方ということで、議会運営委員会のほうでは一応これこれしてもらいたい、こういう意見がある、これこれですよう願ひし

ますという終わり方ではなくて、こう思うが、どうですかという最後の質問の形をとっていただきたいなと思います。

それでは、続きまして堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、行財政改革について

最初に、市長の基本姿勢について伺います。1 番目に、行財政改革について、人口減少による税収などの減少が見込まれる中で、5 年後、10 年後の財政の見通しを伺います。

○議 長 柳総務部次長。

○柳総務部次長 5 年後、10 年後の財政の見通しについてですが、平成 27 年 12 月に策定した財政健全化計画では、事務事業の見直しや組織、人件費の見直しにより収支改善目標額を 5 億円として進めてきた結果、おおむね達成できる見込みとなり、これから持続可能な財政運営の確立に向け基金の積み立てに向かう予定でしたが、新たな課題として市立病院の経営改善が急務となり、来年度以降多額の財源を捻出して一般会計からの繰出金を増額しなければならないと想定されるほか、新たに始まる会計年度任用職員制度、公共施設の集約、複合化といった課題にも対応しなければならず、今後の 5 年間は非常に厳しい財政状況になると言わざるを得ません。その後につきましても人口減少等による税収減や地方交付税の伸びが見込めない中で、老朽化した学校施設の長寿命化や改修等への対応などの課題も残っており、引き続き事業の取捨選択をする中で効率的、効果的な財政運営を図っていかねばならないと認識しております。将来にわたり持続可能な財政運営の確立を目指すために、まずは今年度策定する第 2 期財政健全化計画を組織一丸となって着実に実行していかねばならないと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 この 5 年間は大変厳しいというようなことでご答弁いただきましたが、例えば具体的に言うと 3 万人の人口になったときの職員数というのは変動があるのか、ないのか、こちら辺まずお聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 職員数のご質問ですので、私のほうから答弁をさせていただきますが、まずは現在人口 4 万ちょっとという状況でございますが、これが仮に今議員がおっしゃられたとおり 3 万人になったときの職員数ということになります。行政事務については必ず法的にやらなければならない事務、あるいはそれ以外に施策によって行う事務、さまざまございますけれども、基本的に現在の職員数が大幅に 3 万人になったからといって減少するということについてはちょっと考えられないかなというふうには思っております。ただ、やはり職員数は業務量に応じて必要な職員数を配置すべきというのが基本だというふうに考えておりますので、常に業務量あるいは事業量に応じた職員数を基本として、今後も職員の配置については考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 民間は、売り上げ、粗利が減ると、どこかリストラしなければ当然潰れてしまいますから、そういう手段を考えます。そのときに一番多いのは人員削減なのです。でも、仕事量は変わらないのです。どうやって仕事量変わらないのが少ない人数でやるかというのが一番の課題なのです。これは、市役所も同じだと思います。その仕組みを検討していただいて、少なくなったら少なくなっただ中でやれる仕組みづくりを早目に手を打たないと、いよいよ苦しくなって、だけれどもということになってくると職員の給料を下げるとか、そういうことになってしまうと思うのです。そうならないためにもぜひ総務部長を中心にその辺は検討していただきたいと思います。

2 番目にお伺いいたしますが、財政健全化には当然事業の総点検が必要だと思います。職員の業務改善も含めまして、さまざまな改善が必要と思いますが、市長の見解を伺います。

○議 長 柳総務部次長。

○柳総務部次長 財政健全化には全ての事業の総点検が必要ということについてですけれども、平成27年12月に収支改善目標額を5億円として財政健全化計画を策定しましたが、その際には事業の総点検を行い、見直し可能な事務事業を洗い出すとともに、スリム化した事業に合わせた組織、人件費の見直しを進めてきたところでございます。現在市に裁量のある全ての事業を再度洗い出し、担当者からのヒアリングなども行いながら点検を行っているところであり、見直すことが可能な事業については、第2期財政健全化計画に反映させていきたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 それでは、3番目の行政改革なしに財政健全化はあり得ないと私は思っております。これが全てではないのですが、この行政改革というのは一番どこに問題があるかということ、民間でもそれは同じなのですが、今までやってきた仕事を変えらるというのには抵抗感が必ずつきまとう。今まで問題なくやってきたのだから、今までどおりでもいいのではないかと、大概そういうふうを考えて、そういう風土が組織には生まれてきます。改革をするということは、そこからでも、そういう状況下であってもここに問題があるのでないか、もっとこうやれば効率的になるのではないかという問題意識を持つことだと思うのです。その問題意識を持つことが組織にとって邪魔になる人は、結局その問題意識も持たなくなると。それを変えていくのは、やっぱり私は市長だと思っています。そういう意味で、市長の行政改革の見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員のご質問でございますけれども、このことはかなり幾度となくお話をさせていただいたと思っております。私自身民間出身ということもありますので、常に問題意識を持っていたけるように市の職員とお話をさせていただきながら進めていたつもりであります。その中の一端がやはり民間にお任せすることは任せていこうということを進めているのは、よく理解をしていただいていると思っている次第でもございますし、そのような不断なる努力は常に続けておりますし、庁議、または全体の会議等におきましても職員の皆さんには常に問題意識を持つようにということ、そして全ての仕事が延長線上にあるのではなくて、どのような視点で、さまざまな視点から検討するように、振り返り、足元を見直すということを常に申し上げさせていただいて

おりまして、その考え方は十分理解をしていただいているというふうに思っております。今後ともそのような形で行財政改革の中の行政改革はしっかりと進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解と、またご協力、ご支援をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 市長は、必ず当選後の市長の見解の中には行財政改革があつて、職員の意識改革も一緒に同時に進めたいとおっしゃっています。これは、おっしゃっていますけれども、なっていないと思います。やっぱりこれは難しいのです。難しいのですけれども、市長が言い続けて、そういうことを挑戦している職員を見つけて優先してあげないと、そういう風土はなかなかでき上がってこないと思います。そういう意味では大変でしょうけれども、ぜひやっていただいて、後で困らないように、行革は日々ですから、1年後にやるのではないのです。きょう、あした必ずあるはずなのです、変えるところは。そういう職員の教育をしっかりやっていただいて、そのことはほかのことにも全部通じますから。問題意識を持ってもらって、こうすれば滝川市がよくなる、市民が喜ぶ、職員もよくなる、ウイン・ウインの関係をつくっていかないとどこかでしわ寄せが来るのではまずいと思います。そういう意味で、市長、もう一言このことについて決意をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございまして、行政改革に対する姿勢がまだ足りないというふうに堀議員がごらんになっているようでしたら、それは私の至らぬところだなというふうに反省を申し上げたいと思います。これまでの8年間、私は当選当初から常にこのことはずっと言い続けてまいりました。随分そのイズムというのは浸透してきているというふうに思っていますし、そのようなことを考えていただいているというふうに思っております。もしも足りないとするならば、またいま一つそのことを伝えながら、何が市民のためになるのか、まず最優先にそれを考えろということを常に申し上げさせていただいております。自分たちのためではなくて、どのようなことをやって市民の皆さんのためになるか、それを最優先に考える姿勢を皆さんに持っていただけるように市の職員にはお願いしておりますので、今後さらに一層そのお願いを強めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 堀議員。

◎2、交通安全対策

1、自転車運転について

2、自転車保険加入について

○堀 議 員 それでは、次に参ります。交通安全対策ですが、自転車の運転について、これは昨年の3定で三上議員が質問しておりますが、2年前には私がまた質問をしている経緯があります。ここで今回もっと具体的にお示しをしていただきたいと思うのですが、自転車の台数は大体車の台数と同じで約7, 200万台ぐらいあるそうです、全国で。事故も決して減っているわけではなくて、

人身だとか裁判沙汰になっているというのが多くなっているというのが現状ですが、そういう中で自転車事故の件数、滝川市、本市の件数、また本市では賠償事件にまで発展したような事案があるのかどうなのか伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 自転車による人身事故の件数ですけれども、滝川警察署に確認したところ、平成28年が7件、平成29年が2件、平成30年が1件で、ことしは7月末現在なのですけれども、5件となっているとのことでした。

損害賠償請求の件数についてなのですが、何力所か問い合わせしてみたのですけれども、確認することはできませんでした。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。

この賠償については、なかなか公になっていないことも考えられると思います。調べるすべがないのですからやむを得ないと思いますけれども、次の質問に移りますが、安全教育については今年度どのように取り組んでいるのか、具体的にお示してください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 自転車の安全教育についてですけれども、滝川市では年2回の高校や道路管理者などが参加する自転車対策会議で自転車の安全利用などの情報交換を行っております。会議の中で滝川警察署から助言をいただきながら、安全教育の内容に反映させています。

まず、保育所、幼稚園ですが、年間12回程度行っております交通安全教室の中で自転車の乗り方や横断歩道の渡り方を指導しており、また家庭内でも徹底できるように保護者の皆様に対しましても自転車安全運転教習を実施しております。小学校では、4月から5月にかけて自転車安全教室を行い、自転車の乗り方や交通ルールを児童らに指導しております。高校生や市民の皆様に対しては、駅前駐輪場周辺で年4回程度季節に合わせて自転車安全利用パトロールを警察や市内高校と協力して行い、駐輪場を利用する生徒や市民の皆様に対し、自転車利用のルール遵守とマナーの向上を呼びかけているところです。あわせまして市内の全学校には年齢に合わせた交通安全のチラシを配布し、啓発をしております。教室等で指導する交通安全指導員は、北海道交通安全協会主催の自転車安全教育指導員講習会を受講するなど、日ごろから指導のための情報収集に努め、技術の向上にも努めております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 しっかり取り組んでいただいているということがよくわかりました。

次に移りますが、自転車保険ということについてお聞きをいたしますが、国も2018年、2年前にこういう法律が検討されていますけれども、それはことし1月に国土交通省内で損害賠償のあり方を協議する有識者検討会議をことし1月からスタートしているようです。これは、昨年の2018年の国での自転車保険の加入についての検討課題にするという法律ができたことを受けて、今やっている最中だと思いますが、2年前に私も質問したときには約1億円に近いような損害賠償が発生した自転車事故を受けて、これは加害者も結局は賠償金を払うというのは大変でしょうし、被

被害者は痛い思いして賠償責任もしてくれなかったら、ただ泣いているような状況が続くと思うのです。それで、これはいけないと思って質問をいたしました。各自治体も取り組んでいるのは結構あるみたいには伺っていますが、この自転車保険の加入状況の滝川なんかの状況と周知についてはどのように取り扱っているのか伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市民の自転車保険の加入状況とその周知についてということで答弁させていただきます。

市民の皆さんの自転車保険の加入状況についてもちょっといろいろ調べてみたのですが、残念ながら把握することはできませんでしたが、市内保険代理店によりますと北海道自転車条例が施行された昨年の春ごろから自転車保険に関する問い合わせがふえたというふうに伺っております。

周知についてですが、小学校、中学校では北海道PTA連合会で取り扱いをしております小中学生総合補償制度の加入について児童生徒を通じ保護者の皆様に呼びかけされております。高校でもホームルームで保険加入についてのチラシを配布し、指導をされていると聞いております。市民の皆様に向けたものとしては、班回覧で年2回ほど周知しておるほか、年30回ほど老人クラブに訪問し、行っています交通安全講話の中で自転車の乗り方とともに保険について周知しております。

自転車保険についてなのですが、単独の保険もあるのですが、一般のご家庭ですと例えば自動車保険ですとか火災保険や傷害保険の特約として契約できることもありますので、今後はそういうことも含めて周知していきたいと考えております。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 保険もいろいろ調べてみますと、1年間で1,000円から二、三千円という保険もあるのです。低額で入れますから、そういうようなのを見つけて啓蒙していく必要があると思います。

それで、この自転車保険加入の義務化を推進する条例が自治体でふえていると思いますけれども、どのような認識を本市は持っているのか伺いたいと思います。

○議長 長 堀議員、今のは要旨2でよろしいでしょうか。

○堀 議員 はい。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 保険加入を義務化した条例がふえているということですが、まず本年4月1日現在の状況についてご説明いたします。

条例で保険の加入を義務化しているのは、9府県6政令市14市区町村です。努力義務としているのは、13都道県3政令市32市区町となっております。議員のおっしゃるとおり、徐々にふえているというふうに認識しております。この中で、県で義務化したことによって義務化の規定を削除した市町村もありますし、県の条例で義務化されていることから、市町村の条例では義務化をうたっていないというところもあるので、条例化の中身についてはそれぞれ考え方があのかなというふうに考えております。また、いずれの自治体も義務規定はあるのですが、罰則規定ですとか保

険費用の助成等の支援策をやっているかということまではちょっと、やっているということはわからなかった、そこまで踏み込んだものになっている条例ではなかったのですが、そのような条例であっても保険加入率が上がっていくのかどうか、その実効性が確保されるのかというのを少し見きわめさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 京都府の城陽市は、昨年の4月から上限を1,000円として保険料の2分の1を助成しているというのを私は調べてありますけれども、そういう市町村もあるのでないかなと思います。いずれにしても、今部長がご答弁いただいたように保険加入については業界の方とも連携とらないと進まないと思います。学校関係だ、老人クラブでは、自転車を販売している業者さんにやっぱり保険加入の必要性を訴えて啓蒙してもらうということが大事だと思います。そういうことをやるためには条例化したほうが動きやすいかなというふうに思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例化についての考え方ですけれども、条例をつくるということに対して我々自治体職員、行政職員として考えなければならぬことが何点かあるというふうに教わっております。その中で、そもそも目的は何なのかは当然そうですし、その実効性、先ほど説明しましたけれども、実効性がどのように担保されるのかということと、条例は言ってみれば市民の皆さんを縛る行為なわけですから、条例でなければその目的は達成されないのかなど、いろんなことから考えてその条例はつくらなければならぬものだというふうに教え込まれているところがありますので、そういったところも整理しながら、勉強をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○堀 議員 終わります。

○議長 長 堀議員、加入の促進の取り組みというのは今の答弁でよろしいですか。

○堀 議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

続きまして、安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、通告に従いまして、質問を行いたいと思います。

◎1、防災対策

1、防災指導員（仮称）の設置について

まず、1件目、防災対策、防災指導員、これは仮称であります、の設置について質問いたします。近年地震や台風、豪雨など予期しない自然災害が多発しており、防災の必要性は私はますます高まっているものと考えております。本市においても地震や降雨による内水、または河川の氾濫などの危険性は払拭できない状況であります。現状は、災害が発生する危険性があるたびに市職員、消防、警察などで対応していますが、人的にも限界があるのかなというふうに考えているところで

あります。そこで、自衛隊、消防、警察の〇Ｂなど、災害に対するノウハウを持った人材を市の非常勤などで登用し、避難所の運営、災害対策本部の支援、または町内会における防災のリーダー的な役割を担ってもらうなど、防災の強化を図るべきだと考えます。この件に関しては、国においても検討が始まっていると私は聞いております。本市としても検討を開始すべきというふうに思っておりますが、見解を伺います。

○議 長 長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 議員のご質問にありますとおり、ここ数年自然災害はその災害規模が大きくなってきており、いつどこで大規模災害が発生してもおかしくない状況にあると認識をしております。自衛隊、消防などを退職された方につきましては、現職時代に災害対応に携わっている豊富な知識と経験を有している人材と認識をしているところであり、地域の防災リーダーとしての活躍を期待しているところでございます。去る８月２５日に開催されました防災リーダーを育成するための北海道主催の北海道地域防災マスター認定講習には、自衛隊、消防等の〇Ｂの方にも参加をいただいているところでございます。また、１０月６日に開催する町内会自主防災組織の防災行動計画となるコミュニティタイムライン研修会、さらには来年開催予定の避難行動要支援者の避難支援制度説明会にご参加いただくことで、地域の共助の取り組みに対する支援者としての役割を担っていただくための意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては自衛隊、消防などの〇Ｂの方が災害時に避難所の運営、対策本部の支援、または町内会における防災のリーダー的役割や活躍できる環境づくりを議員ご提案の事項を含めて関係する〇Ｂの方々のご意見等を伺いながら、検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 再質問いたします。

私の質問の中で非常勤などでの登用、これは有償ということなのですが、単なる無償ボランティアではなかなか登用された人材が責任を持てできるのかということとちょっと不安があります。災害のノウハウを持った人材にしっかり防災に従事していただくべきだというふうに私は思っておりますが、その辺市長はどのようにお考えか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの安樂議員のご質問でございます。本当に防災に対する専門的な知識を持った方がリーダーとなっていただく、大変大切なことだというふうに思います。今回の千葉の件を見ても初動、そしてまた状況の掌握等々が非常におくれたということで課題があるようでございまして、やはり防災にいろんな経験を持った方々のお力が集まることによって、より多くの効果が生まれると私も認識しております。また、総務省の一部でそのようなことに対する自治体に対する何かお手伝いできないかという話もあるようでございますので、先駆的な形もいろいろと考えていかなければいけないというふうに思っております。

今ほど非常勤職員というお話がございましたけれども、職員という立場を有するには非常に難しいものがございまして、無償ではなく有償のボランティアということも、最近そういうようなこ

とが考えられているようでございますので、そういう点も含めて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 経費もかかりますので、有償ボランティアということでも大変かと思うのですが、今回北海道選出の長谷川先生が総務副大臣になりましたので、市長にどんどん東京に陳情に行っていて、何とか進めていただきたいなというふうに思います。

◎2、自衛隊への協力

1、自衛隊地方協力本部に対する募集対象者の情報提供について

それでは、次の質問に移ります。2件目ですが、自衛隊への協力、自衛隊地方協力本部に対する募集対象者の情報提供について質問をいたします。近年の少子化及び民間における有効求人倍率の上昇など、自衛官募集を取り巻く環境が著しく変化しております。採用業務を担当する自衛隊地方協力本部は、厳しい状況で現在業務を行っているのが現状です。国防はもとより災害派遣、民生支援などに従事している自衛官の確保は、喫緊の課題であります。防衛省としても自衛官候補生の採用年齢を昨年から26歳から32歳に引き上げるなど、充足向上に努力をしているところであります。自衛官の募集については、自衛隊法第97条第1項、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」、あわせて同法施行令第120条、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」、この2つの法令を根拠としております。また、これは、地方自治法施行令における第1号法定受託事務に該当するものでもあります。

毎年4月には防衛大臣が自衛官募集の推進についての依頼文書を発簡し、現在全国の自治体に募集対象者の資料提出を求めています。全国では約4割、道内では約3割の自治体が募集対象者の情報を紙媒体などで提供しています。本市においても平成24年から平成26年の3年間、紙媒体により情報提供をしていましたが、平成27年からは総務省の住民基本台帳法の解釈及び個人情報保護法の観点から紙媒体での提供を控え、募集広報官が住民基本台帳を閲覧して、氏名、住所、年齢、性別の4情報に限り書き写しているのが現状です。滝川の地域事務所は、本当に所長以下少ない人間でやっております。大変な作業であるというふうに考えております。

本市においても滝川駐屯地には平素から大変お世話になっており、昨年発生した胆振東部地震に伴うブラックアウト時の給食及び入浴支援、即応機動連隊への改編に伴う人員増加による市内経済効果の増大、そして市内で行われる各種イベントの支援など、さまざまな形で恩恵、または協力をいただいております。そのようなことから、本市としても自衛隊に対して最大限の協力が必要であると私は考えます。自衛隊の維持存続及び地方協力本部所属の募集広報官の業務の効率化のためにも、本市としても募集対象者の資料を紙媒体などで提供すべきだというふうに思いますが、市の見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、陸上自衛隊滝川駐屯地は本市に駐屯して以来64年が経過をしました。その間、地域の安全、安心はもとより、地域経済や社会活動などまちづくりに大きく寄与をしていただいたところでございます。先ほど来安樂議員のおっしゃるとおり、近年では昨年9月の北海道胆振東部地震で発生しましたブラックアウトの際に、災害派遣により支援をいただきました。また、平成31年3月には第10普通科連隊が即応機動連隊の改編になり、それが当市の人口増に結びつき、地域の活性化の大きな要因となっている事実がございます。

ご質問のございました自衛官募集の4情報、氏名、住所、生年月日、性別の提供方法につきましては、既に閲覧により情報提供を行っておりますが、事務の負担軽減に資するために紙媒体として提供することにつきましては、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を踏まえまして、市といたしまして法定受託事務を行うことについて再検討をしまして、年度内をめどに方針を考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 前向きなご答弁をいただきましたので、次の質問に移りたいと思っております。

◎3、市民生活行政

1、合同墓の設置について

3件目の市民生活行政、合同墓の設置について質問いたします。平成30年の第2回定例会及び第4回定例会において他の議員から合同墓について質問がありましたが、少子高齢化を背景に合同墓設置の必要性は高まっているものと私は考えております。市民からは、自分が他界した後、数少ない子孫にお墓のことで迷惑をかけたくない。お墓は建てたいが、子供が本州など遠距離に居住しており、お墓の維持管理をしてもらえない。また、自分が入るお墓がないなどの意見が寄せられております。この件に関しては、恐らく他の議員も同様にいろんな方からお話を聞いているというふうに思っております。

私たちを取り巻く生活環境は少しずつ変化し、それに伴い市民の考えも多様化しております。市民のニーズに応え、選択肢をふやすためにも今の時代に合ったタイムリーな施策を推進すべきというふうに考えます。平成30年第4回定例会で、市としては合同墓の必要性は感じているが、設置については市全体の施策として緊急性と優先度を勘案しながら慎重に判断したいとご答弁されておりますが、市民の要望もふえており、合同墓設置に向け具体的な検討を開始すべきではないかというふうに私は思っております。市の考えをお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 合同墓の設置につきましては、平成30年第2回定例会及び第4回定例会で答弁させていただいたところですが、道内の3分の2で設置されている実情や近隣市の利用実態を伺いますと、滝川市においても同様に市民の要望はあると考えており、合同墓設置の必要性はあると考えております。背景には少子高齢化や核家族化によるお墓の承継の課題や経済的な理由などから、

市民のお墓に対するニーズが多様化してきているものと考えられ、滝川市としても合同墓は多様化する市民ニーズと捉えているところです。合同墓の設置につきましては、市全体の施策としての緊急度、優先度を勘案しなければなりません。設置の時期は未定ですけれども、工事費の見積もりや運営方法など、より具体的な検討を進めているところでございますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 今のご答弁を聞いてちょっと安心しました。もう検討を始めているということで、市民の声を早期に実現していただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

◎4、教育行政

1、テニスコートの改修について

最後に、教育行政、テニスコートの改修について質問いたします。テニスコートの改修については、過去の定例会で私自身何回も質問させていただいて、前向きなご答弁をいただいております。しかしながら、現状なかなか全体像が見えないということで、改修に向けての今後のスケジュールについて伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 テニスコートの改修のご質問でございますけれども、進捗状況を含めてご答弁させていただきます。

滝の川公園のテニスコートの改修につきましては、平成30年度に策定しました滝の川公園再整備基本計画に基づき進めているところでございます。施設改修の基本的な考え方としましては、現在の軟式コート硬式テニス、軟式テニスの共用コートとして改修する予定でございます。このことにつきましては、関係団体等にもご理解をいただいているところでもあります。今年度におきましては、滝の川公園テニスコート事業化検討調査業務を進めており、コートの状況など各種調査にて現況を把握した上で概算の工事費の算定を行う予定としております。並行しまして施設整備に対する利用者のご意見を反映できるよう各関係団体意見交換を行っているところでありまして、今後においても随時実施していく予定でございます。

また、財源対策でございますけれども、これについても北海道あるいは独立行政法人日本スポーツ振興センターとの協議ですとか情報確認、これらの作業を行っているところでございます。次年度以降の予定としましては、現在のところ令和2年度に実施設計、令和3年度から4年度にかけて改修工事を行い、令和5年度に供用開始というところで今のところは考えている状況でございます。

○安樂議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

続きまして、荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎ 1、市民行政

1、マイナンバー制度について

まず、マイナンバー制度について伺いますが、この二、三週間というか、1カ月ぐらいの間に相当いろんな報道等でマイナンバーカードの普及等々について報道がなされております。私も改めて自分でいろんなことを調べてみましたが、明確ではない部分もありまして、質問させていただきます。まず、本市におけるマイナンバーカードの発行率というのはどれぐらいかと。それと、所有した場合のメリット、あるいは情報等の管理者側といいますか、情報を保有する行政側のメリットは何なのかを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 マイナンバー制度に関するご質問でございますが、7月1日現在の当市の人口に対するマイナンバーカードの交付を受けた方の割合は11.5パーセントであり、北海道全体の交付率11.2パーセントと比べてほぼ横ばいといった状況でございます。

次に、マイナンバー制度によるメリットについてでございますが、住民の皆様にとっては例えば税の申告や児童手当の支給、介護認定等に係る手続の際に必要な添付書類について、これまでは他の窓口や他の行政機関等に出向いて準備していただかなければいけなかったものがマイナンバーを活用していただくことで申請窓口においてワンストップで手続が完了できるといった大きなメリットがあります。一方で行政側といたしましても、情報の照合や書類への転記等が電算処理されることで、そうした手続への対応に係る時間や労力の負担軽減が図られることはもとより、事務の正確性が向上し、ひいてはお客様へのサービス向上にもつながるものと考えております。そうしたメリットはもちろんでございますが、マイナンバー制度のさらなる普及により、所得や他の行政サービスの受給状況等を適正に把握し、不当に負担を免れたり、不正な受給等の防止が図られることで、結果本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができる社会基盤の形成にも資すると考えられておりますことから、引き続きマイナンバー制度の意義とそのメリットについてご理解いただけるよう努めるとともに、マイナンバーカードへの切りかえを進めていただくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっと1つ疑問がありますので、もしかしたら的を射ていない再質問かもしれませんが、番号を管理することで行政間だとか都道府県と市町村とか国と市町村とか、そういう情報が一括で管理できるというか、やりとりが非常に便利になるというのはわかるのですが、一人一人にもう番号はつけられていますので、マイナンバーカードをつくることと、まず1点お伺いしたいのは、どのみちカードをつくらなくても滝川市役所としては滝川市民の番号、マイナンバーというのはもう当然把握されているということでいいのだと思うのですが、さらに言えば例えば行政間のやりとりだとかはカードをつくってもらわないとそういうやりとりはできないということで理解してよろしいのですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員おっしゃられましたとおり、一人一人にもう個人番号というのは付されておしま

す。個人番号カードというのは、あくまでも申請に基づいて本人が申請すればカードとして提供を受けるという形になりますが、先ほど申し上げましたとおり、この普及率が11パーセントということは、普及しているのかどうかという一つの課題もあるわけでございます。つまり11パーセントということですから、カードを持たなくても基本的には先ほど申し上げましたとおり行政間での情報の確認等を行うことは可能ということになります。ただ、あくまでもマイナンバーカードにつきましては、顔写真等もついていることから、本人確認という部分ではマイナンバーカードを持つことによってご本人かどうかということはこの時点で確認ができるというようなメリットもございます。ですから、カードをお持ちでない方については、免許証だとかそういったような他の証明書によって確認をせざるを得ないというようなこともあり、そういった部分ではなかなか免許証を持っていない方について本人確認がどうなのかというような部分も当然ございますので、そういった部分でマイナンバーカードへの切りかえ等についてもできるだけ進めてきているところではございますが、なかなか目に見えたメリットというのが現時点ではないというのが恐らく普及率というのが伸びていないという一つの課題ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、2番目に行きます。一部報道、これは北海道新聞の夕刊に載ったのですが、9月3日です。監督官庁から国家公務員、監督官庁って総務省ですが、国家公務員及び自治体職員等に対してマイナンバーカードを強制的に所有させる措置を検討するとの情報がございます。現状で普及率に関して国からの強い要望、指導あるいは通知等々があれば伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 監督官庁からの自治体職員等への措置に関するご質問でございますが、令和元年6月に総務省より「地方公務員のマイナンバーカードの一斉取得の推進について」と題し、依頼の書面が発出されております。書面におきましては、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用に向けて、各自治体より共済組合の組合員及び被扶養者に対し令和2年3月までのマイナンバーカード取得について勧奨するようお願いがされておりますが、現在のところ取得について今ほど申し上げましたお願い以上のものは出てございません。

なお、市町村職員共済組合よりマイナンバーカードの交付申請書が送付され、9月下旬をめどに組合員及び被扶養者に対し各自治体経由で配付することとなっております。今後一般市民の交付申請件数が増加することも予想されることから、本市における交付事務の平準化、ひいてはマイナンバーカードの円滑な交付のため、本市といたしましても個人情報の取り扱いについて十分注意しながら、取得の勧奨を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点再質問をさせていただきますが、誤解のないようにまず申し上げますが、私は別に国がマイナンバーカードを国民に普及することに反対でもありませんし、大きく賛成でもないという立場です。その上で伺うのですけれども、国と地方は対等だというふうに法律で明記をされて

おります。ただ、恐らく予想されることは、これはわかりませんが、総務省がここまで強い行動に出るということは、何としてでも2020年3月末までには国家公務員と地方公務員と、また家族についてほぼ100パーセント普及させようという目標を持たれていることは事実だと思います。恐らくその末の調査結果というか、来年の3月末の結果次第で、例えば取得率の低い自治体ランキングみたいなのが公表されていくのだろうというふうに想像します。ですから、やり方自体は私は余り好きではありません。ただ、一方で総務省は、当然もう皆さんご存じのとおり、情報通信や消防、あるいは防災なんかを所管する官庁ですし、また特に自治体運営や地方財政とも直接かわりのある権限を持つ官庁ですから、考え方の一つとして最終的にそういう方向にいくのであれば、職員の皆さんの理解を得て一気に進めるという考え方もあるのではないかというふうに、私はそれを容認するわけではありませんが、いろんな各職員のセクションの方が総務省とやりとりをされているのだろうというふうに思うので、そのことがプラスになるかどうかわかりませんが、そういうことも私は方法論として一つかなというふうに考えていますので、そのことに対する総務部長のお考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほど答弁させていただきましたが、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証の利用について、今後官民挙げてマイナンバーカードの取得を促進していこうというのが国の一つの動きがございます。そういった中で、健康保険証がマイナンバーという形で一体化することによって交付申請件数が増加していくということが予想され、公務員等の先行取得につきましては、市町村における交付事務を平準化させ、事務集中を避けるという側面もあることから、今後につきましても国、あるいは道、あるいは共済組合からの情報提供と、議員おっしゃられたとおり、職員の理解を得ながら、適切に事務処理を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

◎2、働き方改革

1、公務員の副業について

○荒木議員 次、2番目に入ります。公務員の副業について伺います。神戸市、奈良県生駒市が制度を立ち上げ、自治体職員の副業解禁を実施されているようです。詳細は私はわかりません。職務と勤務時間外の活動、許容範囲内の報酬の限度だとか、あるいは公益性の境界、民業と職務公正確保などの課題が多いというふうには認識をしております。本市での議論は行われているのかどうかわかりません。そのことを伺います。また、職員に対する要望等の調査等の必要性があるのか、ないのかについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 公務員の副業についてのご質問でございますが、地方公務員の兼業につきましては、ただいま議員からご指摘のとおり課題が多くございます。現在本市での議論はまだ行われておら

ず、具体的な声も上がっていないため、調査についても現在ところ予定しておりませんが、国家公務員につきましては内閣人事局が非営利団体における兼業について許可の基準を示したことから、本市といたしましても他の地方公共団体の状況を注視してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

◎3、教育行政

1、給食費の未納問題について

○荒木議員 それでは、最後の3番目に入ります。給食費の未納問題について伺います。まず、前段、私も公会計化に入る前にぜひとも公会計化に向けてお願いをしたいということを申し上げた経過があるものですから伺いたいというふうに思いますが、給食費の公会計化以降直近の数年の未納状況について具体的な数値あるいは傾向について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 給食費の未納の関係でございます。滝川市では、平成27年度から学校給食費の公会計化を開始したところでございます。公会計化以降の未納率について申し上げますけれども、平成28年度は0.68パーセント、平成29年度は0.57パーセント、平成30年度は0.62パーセントとなっております。私会計時における平成26年度以前5年間の平均未納率は1.29パーセントとなっております。公会計で移行したことで未納率は改善されたという状況でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 最後に1点だけ確認をさせていただきます。ちょっと経過を申し上げますと、平成28年の第5回臨時会で学校給食の支払いの請求に関する訴えの提起、専決処分だったのですが、が提起をされました。経過を言うと、訴訟を起こす意向というか、訴訟の段階で和解が成立したのですが、その際私がちょっと質疑をさせていただきまして、こういう訴訟まで起こすという状況というのはどういう場合なのかということを伺っております。ご答弁としては、ケース・バイ・ケースだけれども、例えば滞納3カ月以上というおおむねの目安、それから折衝段階における相手方の反応といいますか、対応、例えば全く音信不通で支払いの意思がないという場合については、悪質なケースとして民事の手続にのっとなってやるというご答弁でした。その後3年、4年ぐらい同じような提起がないので、かなり悪質なケースはもうほとんどないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のいわゆる悪質滞納者に対する対応ということでございますけれども、ご質問の平成28年度ですか、以降同じ対策をとっているわけですがけれども、給食費の納付につきましては基本的に口座振替が8割方ということになっております。ですから、口座から落ちないというところが割とあるわけですがけれども、そういったところには毎月ですけれども、口座振替の不納通知書ですとか、あるいは督促状の発送、納付困難な場合には就学援助制度の紹介ですとか児童手当からの学校給食費への充当、これらに同意をいただく等、さまざまな納付相談を行います。

ただ、全く接触が図られないという方については、今のところは余りいないといえますか、基本的には接触はとれていると。ただし、それが約束どおり納付につながっているかということ、必ずしも全件そうではないという状況であります。しかしながら、これは相手方の支払い能力等々ございますので、我々としては粘り強く交渉を続けていくということで、最後の手段としては支払い督促という法的手続、これらはしっかりと考えながら対応に当たっていくというところでございます。

○荒木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

ここで若干早いようですが、昼食休憩をとりたいと思います。再開は午後１時といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時57分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。通告に従いまして、質問を進めさせていただきます。

◎ 1、子育て支援

1、放課後児童クラブ（学童クラブ）について

2、保育士の確保について

まず初めに、子育て支援、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブについて伺います。学童クラブが市内に6カ所で開設されています。地区により利用頻度に違いがあると伺っていますが、各地域の利用の申し込み状況、待機児童数、それから配置されている児童厚生員数等の実態について伺います。

○議 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 8月末現在市内学童クラブ6カ所の登録状況ですが、花月73人、西地区51人、中地区40人、北地区73人、東地区104人、江部乙31人、合計372人となっております。中地区を除いて定員を超える状況となっておりますが、地区を問わず利用頻度に関してはばらつきがあり、いざというときのみ利用したいので、登録をしておく、年間数回しか利用しないケースから土曜日を含めてほぼ毎日利用するケースまでさまざまあります。待機児童については、現在東地区で1名という状況です。児童厚生員の人数につきましては、江部乙が3人、西地区、中地区がそれぞれ4人、花月、北地区、東地区がそれぞれ5人となっており、必要に応じてフリーパートの職員が加わることとなります。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。児童厚生員の員数ですが、今お話がありましたが、各地域、中

地区以外は定数を超えているということですが、今後の員数確保についてはできているのでしょうか。また、児童厚生員の勤務時間は、子供たちの利用時間帯とほぼ重なり、活動時間中は子供たちから目を離せないと思われますが、運営にかかわる打ち合わせなど必要なミーティングを行う時間は確保されているのでしょうか。いろいろな子供たちが大勢集まり、さまざまな問題が発生しても不思議ではないと思われますが、子供たちの安全、安心確保のために厚生員が打ち合わせを行う時間をしっかり確保すべきと考えますが、このような状況にあるのか伺います。

○議 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 児童厚生員の員数については、先ほどお答えしたとおり、各館において基準を満たした配置をしております。ただ、急な退職等があった場合には募集をかけてもなかなか思うように確保できない状況であることは確かであります。

児童厚生員間の情報共有、打ち合わせについては、大変重要と考えておりまして、各館とも少なくとも週1回は全員がそろうタイミングを設け、行事、イベントに向けた打ち合わせは2時間程度で月一、二回、日々の伝達事項等に関しては、子供たちが学校から帰ってくる前の時間を活用し、毎日行っております。なお、通常シフトの中で打ち合わせの時間が足りない、あるいは確保できない場合においては、別途打ち合わせ時間を設けるように指示しているところでございます。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問を行います。

急に厚生員が欠けた場合に確保するのが難しい状況というのはたまにあるというお話だったのですけれども、ことしの5月31日にいわゆる第9次地方分権一括法が成立しまして、この中でこれまで参酌すべき基準とされていた1つの支援の単位ごとに2名以上の厚生員を確保するという規定について従うべき基準から参酌すべき基準に変わっています。今後滝川においてこの厚生員の確保が難しくなるというような事態が生じた場合に、現在の市条例、滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例、これの第11条第2項で支援員の数を支援の単位ごとに2名以上となっている規定があるのですが、これについて子供の安全、安心を考えれば見直すべきではないと、従うべき基準として維持すべきかと考えるのですが、市としてはこれを参酌すべき基準に変えることもあり得るという考えをお持ちなのか伺います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありますように基準が一部緩められた事項ではございますけれども、現在厚生員さんが確保できる限りは、基準を緩める、参酌ではなく今までどおりの基準で安心、安全のために子供たちを見守る体制をつくっていきたいと考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の発言を聞いて安心しました。

次の質問に移ります。3番目の東地区、北地区、花月地区は登録人数が多いですが、これらの地区の児童館は、児童1人につき1.65平米以上のスペースが確保できているのでしょうか。このスペースについては、市の条例では当面適用しないとなっておりますが、子供たちの安全、安心な遊び場の確保、それから専用の確保ということからいえば重要なスペースだと考えますので、現状に

ついて伺います。

それから、これらの場所が特に東地区では100名ぐらいの規模なので、子供たちが安全、安心に、そして伸び伸びと過ごせるように使用施設をもっと広いところで確保するというようなことを検討すべき時期に来ているのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 新年度の利用受け付けにおきまして、できるだけ多くのお子さんに利用してもらうべく、基本的に定員を超えても利用希望を優先させていることもあり、地区によっては学童クラブ利用者が専用を使う部屋だけではおおむね1人につき1.65平方メートル以上とされている専用スペースを確保するのは難しい状況となっております。各学童クラブにおきましては、例えば学年や活動内容を区分し、部屋の割り振りを行ったり、体育館を活用したりとさまざまな工夫を行い、安全確保と同時に子供たちのスペースを確保しながら、楽しんでもらえるよう努力しているところです。市内の児童数は、全体的に減少しているものの、共働き家庭の増加もあり、利用希望者はほぼ横ばいの状況であります。使用施設については、混雑を解消すべく検討を続けておりますが、体育館の確保ができないなど利用可能な公共施設が見当たらない状況であり、利用希望者数を注視しながら、余裕のある施設への振り分け等を含め検討していきたいと考えているところです。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、2番目の保育士の確保について伺います。

幼児保育分野は、働き手不足の状態が続き、國學院短大の幼児・児童教育学科の卒業生は高い就職率を維持しています。しかし、同学科は、学生の入学定員割れが続いています。幼児・児童教育学科定員75名に対して、今年度は47名、昨年度は57名。このような状況は、深川にある拓殖大学でも同じような傾向にあります。いずれの大学も応募者をふやす取り組みに力を入れています。条件のいい東京へ人材が流れているという話も聞いています。そういう意味では、各自治体がどういう取り組みをするかが問われていると思います。滝川市としては、保育士の労働条件の改善、働きやすい環境づくりについてどのような考えをお持ちか、今後の取り組み施策について伺います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 保育士に係る労働条件の改善は、全国的に重要な課題であり、滝川市の公立保育所におきましては、平成26年度からでは2名、1名、2名、2名と7名の保育士を正職員として新規採用するなど、正職員による保育士の充足に努め、負担軽減を図っております。また、市内社会福祉事業団が運営する私立保育所においては、通常の定期昇給に加え、平成26年度から国が主導する処遇改善加算を実施しており、短時間勤務の職員を含む全ての保育士の給与は改善に向けた動きが進んでいるものと判断しております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 1点再質問させていただきます。

給与面等では改善されているということで安心しますが、年1回研修をする機会とかを保障するというようなことがあると思うのですけれども、そういう研修とかをしてスキルアップを図ることについての取り組みはいかがでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、公立保育所における保育士の研修につきましては、計画的に受講していただいておりますし、それについては各指導経験年数に見合った研修を受けていただくようにしております。また、社会福祉事業団におきましても研修計画を立てた上で保育士さんたちの研修を確保しているというふうにお聞きしております。

○議長 長 寄谷議員。

◎2、大学連携事業

1、修学奨励金制度の運用と課題について

○寄谷議員 それでは次に、大学連携事業について質問させていただきます。

まず、1番目の修学奨励金制度の運用と課題についてということで、修学機会の拡大とあわせて地域人材の定着などを目的とするために修学奨励金として1,300万円の予算が計上されています。これについての事業の進捗状況とそれに対する評価、今後の課題について伺います。

それから、この修学奨励金、市内の高校へ周知活動をしているというふうには伺っていますが、これは高校生に地元のことを意識してもらう重要な機会と考えますので、どのような周知活動がされているのか少し詳しく伺います。

また、3番目として、奨励金受給者が地元就職するというのはうれしい限りですが、これについては地元での就職先が見つからないこともあり、地元就職に固執することが必ずしもいいことかどうか検討する余地があると思います。それで、この事業というのは、将来の滝川、空知を担う人材の育成事業ということで、そういう意味では地元就職にこだわるというより少し広い範囲で弾力的に運用することが必要ではないかと。そういう意味で在学中にイベントやボランティア活動に参加してもらうなど、在学中に滝川を知ってもらうと、そういう機会にすることも重要かと思いますが、それについて市の取り組みというか、考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 修学奨励金制度には滝川市民に対して入学時に30万円助成する滝川市國學院大學北海道短期大学部修学奨励金と滝川西高等学校の校長推薦があった者に対して2年間授業料相当額を助成する滝川西高等学校進学促進修学奨励金があり、いずれも國學院大學北海道短期大学部に入学する者の学資の軽減を図り、地域を支える人材づくりとその人材の地域への定着の促進に資することを目的とした制度で、平成28年度入学者から運用を開始し、ことしで4年目を迎えます。

ご質問のまず1点目の修学奨励金事業の進捗状況と課題についてでございますが、短大部奨励金の実績につきましては、平成28年度入学者が14名、平成29年度が18名、30年度が12名、本年度5名に対し奨励金を交付いたしました。平成29年度入学者がこの春短大部を卒業したことから、現時点における市内及び滝川周辺市町への就職につきましては、平成28、29年の2カ年の奨励金受給者のうち、約4割が地元で定着したところでございます。また、奨励金受給者の中には國學院大學に編入学した学生もいることから、大学卒業後の地元へのUターン就職も期待しているところでもございます。

一方、西高奨励金につきましては、平成２８年度入学者が１名、平成２９年度が２名、３０年が５名、本年５名に対し奨励金を交付しており、平成２８、２９年の２力年の奨励金受給者の３名いずれも市内及び滝川周辺市町への就職に至っております。

近年國學院大學の人気の高まりから、短大部との併願入試による道外からの入学者の増加に支えられ、短大部の入学者数は好調ではございますが、地域に定着し、活躍していただく人材を確保するためには、さらに道内及び地元からの入学者確保が重要であり、優先して取り組む課題であると考えております。また、企業と学生とのマッチングがある中、奨励金の活用をしての地元定着の効果は、一定程度あるものと考えておりますが、来年度から実施される国の高等教育の修学支援新制度の運用も十分に考慮しながら、國學院大學及び短大部が実施している本市出身者を対象とした給付型の奨学金制度も連携する中で、より効果的な制度となるよう制度の見直しを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

２点目の修学奨励金制度の周知についてでございますが、市内３校につきましては毎年高校の進路指導部担当の先生方を訪問し、奨励金制度の活用のご案内をしております。また、広報たきかわや民間の進学情報誌等を通じて、制度内容の周知を広く図っており、今後も引き続き継続したいというふうに考えているところでございます。

最後に、３点目の在学中に滝川に関心を深めてもらう機会をつくるのが将来的な地元就職や地元応援につながるのではないかとご質問でございますが、日ごろから國學院短大生には積極的に地域のイベントやボランティア活動に取り組んでいただいているところでございます。ＫＡＹＡＧＩＮＩまつりでの出店や江部乙駅周辺清掃の活動、農村環境改善センターと江部乙コミュニティセンター統合の市民会議への参画や東小学校、滝川第二小学校での放課後学習指導のほか、最近では無料の学習塾や高校野球部でのコーチを務めるなど活動の幅が広がっており、地域から高い評価をいただいております。このように地域をフィールドとした活動が人間性を高める上で非常によい学びの場となっているというふうにも考えているところでございます。議員がおっしゃられたとおり、こうした活動を通じて滝川への関心を深めていただき、地元定着につながればというふうに考えておりますし、地元定着がかなわなかったとしても学生にとって短大部での貴重な２年間の経験が財産となり、滝川の応援団になっていただけるものと考えております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

３番目のところでいろいろ取り組みをされているということ伺ったのですが、國學院の短大の学生の中の意識として、地元から進学した子と、それからほかの地域、本州などから来た子とでは意識に違いがあるのではないかとご質問でございますが、その辺について地元の子を対象としたそういう取り組みとか、國學院の学生一般ではなくて、その中の地域の子を対象としたそういう取り組みということは、滝川市では考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほども若干触れましたけれども、國學院につきましてはやはり編入学という一つの

強みを持って、本州からこの滝川の地に、國學院短大に入学して生活をされているという、地元の学生さんも当然ではございますけれども、ただやはり圧倒的に数では道外出身の方が実は多いという部分でございます。ただ、それが國學院の一つの強みでもあるかなというふうに思っています。さまざまな道外各都府県の情報、あるいは北海道のよさというのを両方兼ね備えて地元の学生、これは大学生だけに限らず、高校生、中学生、小学生と、先ほど答弁させていただいた活動を通じてさまざまな情報をお互いに共有し合えるという部分が一つのよさではないかなというふうに思っております。ですから、そういった面でこれまでの活動、さらには今後さらにそういう活動が広がることによって、地元のお子さん方にもお互いいい影響を与えていただけるのではないかなというふうに思っておりますし、さらに國學院の活動が今以上に広がっていくという部分についても期待しているところでございます。今後におきましても行政といたしましてもそういった活動にどういった面で支援できるのかという部分はございますが、そういった活動が広がるような支援という部分についても、これは人的あるいは場所的という部分もあろうかと思いますが、続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

◎ 3、市立病院

1、看護師の確保について

2、修学資金貸付制度等について

○寄谷議員 では、次の質問に移ります。市立病院の看護師確保についてですが、市立病院の人材確保が課題の一つになっています。高等看護学院の平成31年度の卒業生25名中、市内就職者は16名です。市立病院の看護師の必要数を維持していくためには、最大の供給源であるこの滝川的高等看護学院の学生数の確保が必要だと考えますが、欠員が多いこの状態において一時的にでも定数をふやすということも一つの考えかと思いますが、それについての考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 高等看護学院の学生定員数の増をしたらどうだというご質問ですが、現在の滝川市立高等看護学院におきましては、これ以上定数をふやすことは建物の構造上困難な状況でございます。

なお、現在の滝川市立病院が抱えている看護師不足の状況については、滝川市立高等看護学院卒業生からの供給が少ないことに起因しているというより、近年若い世代の中途退職者数が非常に多いところに問題の本質があるというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の修学資金貸付制度について伺います。

現在砂川の市立病院の附属、それから深川市立の高等看護学院では、修学資金貸付制度があり、一定年数それぞれの病院で勤務した場合、償還が免除される制度があります。以前滝川市でもありましたが、ほかの奨学金が廃止されたときにあわせて廃止された経緯があると伺っています。看護

師不足を補うために有料の職業紹介を利用する場合がありますが、その場合の成功報酬は決して安いものとは言えないと思います。市立病院への就職を促す制度として、この貸付制度は有効と考えますが、滝川の高看志願者数の確保、それから市立病院に就職した後の定着促進を少しでも図るためにこの修学資金貸付制度の復活、拡充を図ることも一つの案かとも考えますが、それについての考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 現在の当院が抱えている看護師不足の状況を解消するための取り組みにつきましては、当院の経営改善を進める上で最も重要な課題であると認識しており、現在経営コンサルタント会社の支援を受けながら、看護師確保についての具体策について検討を行っているところでございます。その中で新たな修学資金貸付制度についても制度設計に着手し、早急に検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問も今のと関連するのですが、この修学資金貸付制度ですが、滝川の高等看護学校に限らず、周辺の学校、ことしは滝川西高でいえば滝川市を除く道内の高等看護学校へ22名が進学しています。滝高からも同じように看護学校へ進学している子がいるので、ほかの看護学校へ進学した場合についてもこの修学資金の貸付制度があれば、市立病院で働くということを志望する学生がふえるのではないかと思います。今の検討されている中身に滝川の高等看護学校以外へ進学した場合についても対象とする考えはあるのか考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 滝川市立高等看護学院生以外への修学資金貸し付けについても制度設計の中での検討項目の一つであるというふうに認識しております。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

◎4、公営住宅

1、滝の川団地の維持管理について

○寄谷議員 それでは、公営住宅について伺います。

滝の川団地の維持管理についてですが、まず1番目の滝の川団地の平家建て及び2階建て住宅は、昭和53年以前に築造されたものであり、平家建てについては30年、2階建てについては45年と定められている耐用年数に達し、あるいは達しようとしている状況があります。しかし、今後10年間は需要があるため、当面は用途廃止や建てかえをすることなく、修繕しながら維持管理していくと伺っています。滝川市公営住宅等長寿命化計画第2期において令和10年度以降用途廃止を想定しているとのことですが、この住宅は需要もあることから、適切な維持管理をしながら、引き続き市営住宅としての役割を担うべきと考えますが、市の考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 平成30年3月末に策定した滝川市公営住宅等長寿命化計画第2期につきましては、

令和９年度までの計画を策定したものであり、この計画に基づきまして適切な方法で維持管理を行っていきたいと考えております。

令和１０年以降の構想期間につきましては、市営住宅の総目標管理戸数、令和９年度に１，６００戸、令和１９年度に１，４００戸への縮減を予定しておりまして、滝の川団地の平家建て及び２階建て住宅につきましても建設年度が最も古くなることから、現時点では用途廃止としたものでございます。ただし、この住宅は現在も多くの入居者がおり、需要が多い住宅である、そう考えておりますので、次期計画の策定までに必要性を検討いたしまして存廃について判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。

この滝の川団地では、雪おろしの不十分さが原因で屋根の損傷が発生し、入居者に負担を求められるケースが発生していると聞いています。この団地では、６５歳以上の高齢者のいる世帯が半数近くあり、１人ないし２人世帯が多く、雪おろしは大きな負担となっています。高齢となるに従い自分でおろすのはもちろんのこと、業者に依頼するという管理自体が難しくなっているというような状況があります。そこで、市が支援する仕組み、入居者の負担を軽くするそういう仕組みを早々につくる必要があると思いますが、市の考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 市営住宅の入居時に入居される皆様に建物及び周辺の適切な維持管理をしていただくことを説明し、そのことを了承していただいた上で入居していただくことになっております。このことから、入居者の方には屋根の雪おろしはもちろんのこと、建物及び周辺の適切な維持管理をお願いしているところではございますが、高齢になるにつれまして屋根の雪おろしや敷地内除雪等、年々大きな負担となっていることは十分認識をしております。高齢となり、日常的な維持管理が難しくなった方については、負担の少ない中高層耐火構造の市営住宅に住みかえができる方向で検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問を行います。

住みかえ等によりそういう負担を軽減するということはありがたい制度なのですが、平家建てが住みやすいということで、そこに居住し続ける方もいらっしゃると思います。近年は、無落雪の住宅なども建築されているということで、ほかの地域ではそういう住宅もあり、平家建てに住んでも雪おろしの負担から解放されているという状況がありますので、そういう点からいえば今の住宅に住む方にとっては状況の改善、そこで雪おろしをするという負担とほかの住宅に住まわれている方との違いというのは、痛切に感じられると思います。そういう意味では、引き続き今住んでいる方のそういう負担を軽減する対策というのは必要だと思いますけれども、滝川市としては今後もそういう改善について取り組んでいくという方針なのか伺います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 高齢者の対策といたしまして、そのことにつきましては重要な課題と捉えております。しかしながら、公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することを目的とした施策でございますので、日常生活に必要となる各種の生活支援を行うことは厳しい状況です。そのようなことから、市営住宅としてできる対策といたしましては、先ほどご説明したとおり、維持管理の負担の少ない中高層住宅、耐火構造の市営住宅のほうに住みかえていただく、これしかないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○寄谷議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

引き続き山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 会派みどりの山口です。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎ 1、防災対策

1、自動起動ラジオの配布について

防災対策ですが、自動起動ラジオの配布についてお伺いいたします。災害時の情報伝達において国は2020年に目指す姿として、特に高齢者の場合を想定して確実に災害情報、避難情報を受け取れる体制の構築を発表しております。スマートフォンや携帯電話を持たない高齢者が自宅滞在時に情報が伝わるようにコミュニティ放送を活用した自動起動ラジオの周知、展開が大切であると述べられております。昨年のブラックアウト時における効果を鑑み、警戒レベル3で避難を始めなければならない高齢者などの対象者に強制的に情報を伝達するために早急に配布するべきと考えます。自動起動ラジオ単独整備に係る特別交付税措置70パーセントがあり、全国的に台風、地震、水害が頻発していることから、配布を進めている自治体がふえております。滝川市は、水害タイムラインの先進市であり、防災に力を入れているまちとして注目されているのですから、自動起動ラジオの配備についてその必要性と実現性をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 国が示す情報難民ゼロプロジェクトでは、2020年の目指す姿といたしまして、スマートフォンや携帯電話を持たない高齢者が自宅滞在時に情報が伝わるようコミュニティ放送を活用した自動起動ラジオの周知、展開が大切であることに加え、町内会や自主防災組織による共助の情報伝達の取り組みが重要であることがあわせて示されております。

昨年の平成30年第3回定例会におきまして小野議員のご質問にもご答弁したところでございますが、滝川市町内会連合会連絡協議会が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して整備をいたしました自動起動ラジオによる情報伝達の有効性の検討について北海道胆振東部地震後にアンケートを実施いたしました。その結果、6割の方が自動起動ラジオにより地震発生情報を聞いている一方で、町内会における情報伝達の体制づくりに課題があることが判明したところでございます。その課題解決に向けて、今年度はコミュニティタイムラインの作成に取り組むため、コミュニティタイムライン研修会を通じて町内会、自主防災組織における情報伝達の体制づ

くりを推進したいと考えているところでございます。

ご質問の自動起動ラジオの配備につきましては、今後町内会並びに自主防災組織などの情報伝達の課題や導入後のメンテナンス、機器の更新費用の財政負担など、課題整理を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。山口議員。

○山口議員 避難する警戒レベル3の高齢者等というふうに言われているのですけれども、滝川市内でこの警戒レベル3に該当する世帯は何世帯ぐらいあって、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

また、町内会連絡協議会の話も出ていましたけれども、私もその会の理事をしておりますけれども、あと各町内会に3台ぐらいでもあれば全然連絡体制の整備が違うのです。今大体1万円ぐらいで買って、7割補助ということになると1台3,000円でいいのです。滝川の町内会の場合160ぐらいありますから、そこに3台ずつ入れたらどれぐらいかちょっと掛け算すればわかると思うのですけれども、実際に予算がない中での答弁だというのはわかりますけれども、一遍に全部配備するというのではなくて、本当に少しずつでも一步一步進めていくべきではないかなというふうに思いますが、どのように考えますか。

○議 長 答弁を求めます。長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 まず、警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始のときの対象戸数についてのご質問でございますけれども、現在市で把握しております浸水想定区域に該当する避難行動要支援者の戸数については把握してございませんけれども、人数につきましては7月末現在5,431名ということで把握をしているところでございます。

次に、配備についての町内会3個というようなことも具体的にございましたけれども、議員おっしゃるとおり、そういった形の町内会を活用しての避難行動というのは十分必要なことだというふうに思っていますし、命を守るという観点からも必要なことということは認識しているところでございます。自動起動ラジオの配備に関する検討につきましては、そういったことも含めてスピード感を持って、優先順位を考えて取り組んでまいりたいというふうに思いますけれども、災害情報がエフエムなかそらちで放送されることも同時に周知されなければならないというふうに考えているところでございます。町内会等の情報伝達の体制づくり、さらには昨年度答弁しましたように整備いたしました町連協での自動起動ラジオの活用状況等を十分勘案し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。山口議員。

◎2、建設行政

1、都市公園の管理について

○山口議員 それでは、次に移ります。建設行政、都市公園の管理についてです。

今年度に入り、緑の基本計画の改定に伴う都市公園の再編計画案市民説明会が市内各所で開催を

されました。私が連合町内会長をしております南地区を含む区域でも花月地区児童センターで7月30日に開催されました。都市公園周辺の町内会長や役員、ふだん利用している保護者などが出席をして、市担当部署から最初に新たな緑の基本計画について説明があり、その後都市公園の機能集約再編について滝川市街地区での考え方についての説明がありました。

説明事項については、出席者も十分理解をしていたと思われませんが、質疑及び意見交換で数人の町内会長から現状の都市公園の草刈りなどの町内会委託による維持管理方法について意見が出されました。現在草刈り等を委託されている町内では、町内会役員や外部事業者により実施されております。町内会の役員構成は、年々高齢化していて、これまでのように自分たちが労働力ボランティアをしていくのが難しくなってきております。また、市役所からは草刈り等に対して委託金が支払われていますが、現状ではそれ以上の金額を町内会の会計から負担をしています。このような状況は、南地区町内会だけではなく、市内全町内会に共通する問題だと思われれます。早晚都市公園の維持管理を辞退する町内会が出てくると思われれますが、その対応について市の考えをお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 都市公園の維持管理につきましては、市内45カ所の街区公園について市から公園管理報償費を支出し、町内会などの管理奉仕団体に草刈りなどのご協力をいただいております。説明会での意見では、地域に子供が少なくなり、公園の利用頻度が減っている状況や、また主に町内会活動を担う役員の高齢化に伴い草刈りなどの作業が負担となり、維持管理の継続が難しいとの声があったことも認識してございます。

そのような状況を踏まえ、今後進めていく都市公園の再編、機能見直しにより街区公園が地域の住民の憩いや遊びの場として愛され、親しまれることで利用者が増加し、本来の街区公園のあるべき姿として今まで同様に維持管理を継続していただけるものと考えております。しかしながら、今後ますます進むと予測されます高齢化の中で、街区公園としての維持管理が難しい地域については、公園利用の実態と地域が考える公園のあり方を踏まえる中で、公園としての存続も検討しなくてはならないと、そのように考えてございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

○山口議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして山口議員の質疑を終了いたします。

続きまして、木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。それでは、通告順に従いまして、質問させていただきます。

◎1、産業振興

1、総合交流ターミナルたきかわ（道の駅たきかわ）の指定管理について

2、丸加高原の活用について

まず、産業振興、総合交流ターミナルたきかわ（道の駅たきかわ）の指定管理について伺います。

総合交流ターミナルたきかわ（道の駅たきかわ）は、現在総合交流ターミナルたきかわ管理組合が指定管理を行っていますが、令和２年３月３１日をもって指定管理の受託を終了したい旨及び閑散期になる１１月以降について規模を縮小して運営していきたい旨の申し出が市にあったと報告がありました。道の駅の規模縮小の内容についてどのように聞いているのか伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 総合交流ターミナルたきかわの運営に係る規模縮小についてですが、本年８月８日付で指定管理を受託している総合交流ターミナルたきかわ管理組合から利用者数の減に伴う売り上げの減少により今年度の資金繰りが厳しい状況に至っていることから、１１月末をもって農産物の直売所、特産品販売コーナー、研修室、ギャラリー、加工室の運営を終了する旨の申し出がありました。なお、トイレ、レストランについては、３月末までこれまでどおり営業すると聞いております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。木下議員。

○木下議員 再質問させていただきます。

まず、道の駅の直売所を閉鎖することによって道の駅の機能を果たさないという前にお聞きしますけれども、組合としては３月３１日まで指定管理を引き受けたのですよね。それで、縮小するにしても契約書の条文はどのようなになっているのか。それとまた、違約金なんかが発生しないのか、そのことについても再度質問させていただきます。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 道の駅の指定管理の契約条項でございしますが、一応３月３１日までということになっております。ただ、道の駅としての基本機能は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能となっております。今回１１月末をもって直売所、特産品販売コーナーの閉鎖におきましては、休憩機能につきましては無料で２４時間利用できる駐車場やトイレ、あと情報発信機能につきましても道路情報などは引き続きやらせていただきますし、観光情報についても引き続きやらせていただくと考えておまして、１２月以降も道の駅として機能は最低限提供していきたいと思っておりますので、基本機能は備わっているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。木下議員。

○木下議員 私の聞いているのは、次長、途中で閉鎖するにかかわって契約違反というのか、３月３１日まで引き受けたからにはきちっとさまざまな事情があってもやはりなし遂げてもらいたいという気持ちなのです。気持ちって、それが当たり前のことなので、市長に再度お聞きしますけれども、道の駅の閉鎖に伴って、指定管理をこれから募集かけるのでしょうかけれども、その前に市長にお聞きしますけれども、直売所を今閉鎖して、１１月からですか、縮小して行って、道の駅の本当に縮小したら今後において非常に影響が多いと思うのですけれども、市長の考えをもう一度伺います。

○議 長 木下議員、再質問の内容としては、３月３１日までの契約についての経過措置で契約

違反はないかという趣旨でよろしいのでしょうか。

○木下議員 よろしいです。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 先ほどもお伝えさせていただいたとおり、3月31日まで道の駅としての機能は維持させていただきますので、契約違反としては考えておりませんし、先ほども言いました経営状況の悪化によりまして、これ以上行うことによりまして、皆様方にもご迷惑をかけないという最低限の道の駅の機能としては進めていきますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。木下議員。

○木下議員 それでは、今後の指定管理の方に希望を持たせて、次の質問に移ります。

丸加高原の活用につきまして、丸加高原伝習館の道路の向かいにある駐車場用地の南側に株式会社そらぶちファームが鉄骨平家建てのワイナリーの建設を計画しているが、どのような賃貸借契約を考えているのか。また、市としてワイナリー設置後の丸加高原全体の将来構想をどのように考えているのか伺います。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 株式会社そらぶちファームが建設を計画しておりますワイナリーの建設予定地につきましては普通財産であります。そのことから、滝川市財務規則に基づく有償での賃貸借契約締結に向け、現在協議を進めているところであります。

また、丸加高原全体の将来構想につきましては、現在そらぶちキッズキャンプや株式会社松尾めん羊牧場が運営されていることを踏まえまして、滝川市をイメージさせるような風景と、そのようなエリアにしていきたいというふうに考えてございますし、産業振興や観光振興にもつながる展開を描いております。そうした中で、ワイナリーの設置は産業面、それから観光面から重要な位置づけと捉えておりますことから、まずはワイナリーの順調なスタートに向けて市としても側面的な支援をしっかり行ってまいります。株式会社そらぶちファームにおきましては、会社名の由来となりましたそらぶちキッズキャンプへの貢献事業として、キャンプに参加する子供たちが摘み取り体験ができるようブドウ棚の設置、こういったことを希望されているほか、将来的にはワイナリー周辺、これを活用するお考えもお持ちのようです。さまざまご意向をお聞きしながら、よりよい方向に向かうべく支援してまいります。

○議長 長 答弁が終わりました。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

続きまして、東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 会派清新の東元です。通告に従い、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、不祥事防止の具体策について

まず、第1点目、不祥事防止の具体的な対策について。公務員による不祥事が全国で後を絶たず、本市でも看護師が懲戒免職されるなど相次いでおります。市民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念し、二度とこのような事案が発生しないために当市として今後どのような職員教育プログラムを考えているのかをお伺いいたします。

○議長 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 それでは、東元議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、今回のたび重なる職員の不祥事の事案につきまして、法令を遵守する立場にありながら、滝川市及び職員全体の信用を著しく失墜させ、さらには市民の皆さんの信頼を大きく損ねる結果となったことにつきまして市長といたしまして指導の至らなさを反省しておりまして、改めて心からおわびを申し上げます。職員に対しましては、このような事態を二度と起こさぬよう改めて公務員には高い倫理性が求められていることへの自覚を持つこと、また公私を問わず全体の奉仕者として責任ある行動をとること等訓示を行ったところであります。

再発防止に向けた取り組みにつきましては、車検切れ公用車に伴う再発防止に向けては、車両情報の管理一元化を行うとともに車検満了日の可視化など、複数の再発防止策を講じます。また、2つ目といたしまして、交通法規違反に伴う再発防止に向けましては、服務規律確保の徹底を図るべく全職員に周知文書を配付し、また定期的に運転免許証の確認を行うとともに、職員の交通安全の意識をより一層高めるため、滝川警察署の協力をいただきながら、交通安全研修会の実施も予定しているところであります。

今後におきましては、不祥事再発防止のための研修内容の充実を初め、全職員が滝川市職員としてその自覚のもと一丸となって再発防止に取り組み、一日も早く市民の皆様の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。ぜひともご理解、またご協力をよろしくお願い申し上げます。改めて申しわけございませんでした。

○議長 長 答弁が終わりました。東元議員。

◎2、安全安心な暮らし

1、市内のAED設置場所の市民周知について

○東元議員 それでは、次の質問に移ります。市民の安全安心な暮らしについてです。市内のAED設置場所の市民の周知についてお伺いいたします。

日本では、毎日多くの方が突然死で命を失っております。その数は、1年間で約7万人、1日に約200人、細かい話ですが、7分半に1人が心臓突然死で亡くなっております。その原因の多くは、心室細動と呼ばれる重篤な不整脈であります。心室細動になると心臓は震えるのみで、血液を送り出せなくなり、いわゆる心停止の状態になります。数秒で意識を失い、数分で脳を初めとした全身の細胞が死んでしまいます。心室細動からの救命には迅速な蘇生とAEDによる電気ショックが必要で、電気ショックが1分おくれるごとに救命率が10パーセントずつ低下すると言われております。119番通報してから救急車が到着する平均時間は、約8.6分と言われております。医師や救急車を待っていては救命はできません。このようなことから、現在市内に72カ所あると言

われているAEDの設置場所を市民に改めて周知するべきではないかと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 議員のご質問の中にありましたとおり、1分を争う救急救命の場面におきまして自動体外式除細動器、いわゆるAEDの果たす役割は極めて大きいものと認識しております。AEDの使用方法につきましては、滝川地区広域消防事務組合が救急救命講習において定期的に指導を行っているほか、学校や団体、企業などからの要望にもお応えし、訪問指導も行っているところでございます。

救急事故発生現場付近に設置されておりますAEDを有効に活用し、救命率の向上を図る点からも、議員ご指摘のとおり、AEDの設置登録情報について広報たきかわや公式ホームページなどを通じて、市民にお知らせする取り組みを救急救命業務を所管する滝川地区広域消防事務組合と連携をしながら進めてまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。東元議員。

◎3、市民生活行政

1、合同墓の設置について

○東元議員 3点目の合同墓の設置につきましては、午前中の安樂議員の答弁でおおむね解決されておりますので、この質問については削除させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎4、スポーツ振興

1、障がい者スポーツの振興について

最後、障がい者スポーツについてお伺いいたします。あと1年後に東京2020パラリンピック競技大会が始まります。これらに向けて、アルゼンチンパラカヌーチームが本市で事前合宿を行う可能性が出てきております。現在障がい者のうち約20パーセントしかスポーツを楽しむ環境にならないと言われておりますが、今回のことを契機に本市でも障がい者スポーツの振興と環境整備により一層力を入れて、まちおこしの一端にはいかがかと思います。市の考えをお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 障がい者スポーツの振興についてのご質問です。平成26年度に社会教育課内にオリンピック・パラリンピック合宿誘致推進室というものを設置をしまして、合宿誘致と並行して、障がいのあるなしにかかわらずスポーツを楽しめる環境づくりに向けて、さまざま事業を実施してきております。

例を挙げますけれども、平成26年度からは子供たちの障がいへの理解と教育の一環としまして、希望する小学校に対してアダプテッドスポーツ出前授業を実施しております。平成27年度にはB&G海洋センターのバリアフリー改修工事を実施しまして、それ以降パラカヌー日本代表監督です

とか選手あるいは関係者との交流を積極的に進めてきておりまして、それがきっかけとなりまして北海道パラカヌー選手権大会を滝川市で毎年開催をして、ことしで4回目を迎えるというところでもあります。そのほかこれも毎年実施しておりますけれども、えべおつ丘陵地マラニック、ここではユニバーサルコースを設定しまして、障がいのある方にも参加できるイベントとして続いてきております。民間団体の活動としましては、滝川中央ライオンズクラブさんが特別支援学級の子供たちを海洋センターに招待をしていただきまして体験学習、これも毎年実施しているところでございます。以上のように少しずつではございますけれども、そういった取り組み、環境整備というのが進んできておりまして、今年度の予定としましては初級障がい者スポーツ指導員という資格がありますけれども、これらの資格取得講習会を滝川市で実施してみたいという計画も持っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、障がいのあるなしにかかわらずスポーツを楽しめる環境づくり、これが重要であるという思いは私たちも同じ思いを持っておりますので、今後団体、市民の皆様と連携協力しながら、一気に進まないかもしれませんが、こうした活動、取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

○議 長 答弁が終わりました。

○東元議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時08分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員